なお、郵送による申請書の入手を希望する者は、前記⑵ロの提出先宛てに返信用の82円切手を貼付した封筒を同封の上、封書により申し込むこと。

⑷　申請書類及び提出方法　次に掲げる申請の区分に応じて、当該区分に定める書類を前記⑵ロの提出先宛てに郵送により提出すること。

なお、公的機関が発行する書類については、発行日から３か月以内のものとする（写しでも可。なお、「写し」とは、原本書類と原寸大であり、かつ、内容が鮮明であるものに限り有効とする。以下同じ。）。

イ　審査申請の場合

㈠　申請書（（その１）、（その２）、（その３））

㈡　登記事項証明書（法人の場合）

㈢　貸借対照表及び損益計算書（法人の場合）（直前２年度分）

㈣　営業用純資本額に関する書類及び収支計算書（個人の場合）（直前２年度分）

㈤　営業経歴書

㈥　次の各税について未納税額のないことを証明する納税証明書

A　消費税及び地方消費税（法人及び個人）

B　法人税（法人の場合）

C　所得税（個人の場合）

㈦　資格審査結果通知書送付に使用する返信用封筒（第１種定形郵便物仕様で82円切手貼付、送付先記載のこと）

㈧　平成25・26・27年度において、独立行政法人国立印刷局における物品製造等の競争参加資格を得ている者は、当該資格の有効期間が平成28年３月31日までであることを証する資格審査結果通知書の写し

㈨　法人番号指定通知書の写し

ロ　登録申請の場合

㈠　申請書（（その１）のみ）

㈡　資格審査結果通知書送付に使用する返信用封筒（第１種定形郵便物仕様で82円切手貼付、送付先記載のこと）

㈢　全省庁統一資格「資格審査結果通知書」（写し）

㈣　貸借対照表及び損益計算書（法人の場合）（直前２年度分）

㈤　営業用純資本額に関する書類及び収支計算書（個人の場合）（直前２年度分）

㈥　営業経歴書

㈦　平成25・26・27年度において、独立行政法人国立印刷局における物品製造等の競争参加資格を得ている者は、当該資格の有効期間が平成28年３月31日までであることを証する資格審査結果通知書の写し

㈧　法人番号指定通知書の写し

⑸　外国事業者が申請する場合

イ　申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。

なお、その他の書類で外国語で記載しているものは、日本語の訳文を付記し又は添付すること。

ロ　添付書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

ハ　資格審査の申請事務に関し、委任状に基づき日本国内の者に委任することができる。

３　競争参加者の資格及びその審査

⑴　審査申請の方法により申請した者の資格審査は、別記１の項目ごとの実数に基づき付与数値を算定し、その合計点をもって行う。

⑵　審査申請の方法により申請した者の資格は、上記⑴の合計点により、別記２の区分に基づいて格付する。

⑶　登録申請の方法により申請した者については、全省庁統一資格「資格審査結果通知書」と同様の内容で格付する。ただし、独立行政法人国立印刷局に無い品目は、全て「その他」の品目で通知する。

また、全国を一つの競争参加地域とすることから、地域区分は設けない。

４　資格審査結果の通知

「資格審査結果通知書」により、郵送にて通知する。

５　資格の有効期間

競争参加資格の有効期間は平成28年４月１日から平成31年３月31日までとする。ただし、随時の申請の場合は、資格を付与された日から平成31年３月31日までとする。

６　競争参加資格を有する者の名簿の閲覧先

独立行政法人国立印刷局のホームページにより公表する。

７　その他

⑴　受付票を希望する者は、資格審査結果通知書送付用の封筒のほかに返信用封筒（第１種定形郵便物仕様で82円切手貼付、送付先記載のこと。）を同封して提出すること。

⑵　申請書は、独立行政法人国立印刷局の指定する様式とする。

⑶　決定された資格は、独立行政法人国立印刷局の全ての機関について有効である。

⑷　有資格者は、次の事項に変更があった場合は、「競争参加資格審査申請書変更届（物品製造等）」に、次に掲げる書類各１部（写し可）を添え、前記２⑵の提出先宛てに速やかに提出すること（変更届の入手方法は申請書と同じ。）。

イ　「住所」、「商号又は名称」又は「代表者氏名」の場合

㈠　資格審査結果通知書（写し）

㈡　登記事項証明書（法人の場合）又は変更項目を確認できる書類（個人の場合）

ロ　「希望する資格の種類」又は「営業品目」の場合は、資格審査結果通知書（写し）

なお、「希望する資格の種類」に「物品の製造」を追加する場合は、直近の財務諸表（写し）

⑸　有資格者が「会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者」又は「民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者」に該当した場合は、次に掲げる書類各１部（写し可）を添え、前記２⑵の提出先宛てに速やかに提出すること。

イ　更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書

ロ　認可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合にはそれを証明する書類

ハ　上記イに伴う競争参加資格審査申請書変更届（物品製造等）

別記１　付与数値

〔掲載順序　項目　段階：付与数値（年間平均高、自己資本額及び営業年数については物品の製造、物品の製造以外の２区分の付与数値を示し、流動比率については共通の付与数値を示し、機械設備等の額は物品の製造のみの付与数値を示す。）〕

⑴　年間平均（生産・販売）高（数値左側：物品の製造、右側：物品の製造以外）

200億円以上		：60、65
100億円以上	200億円未満	：55、60
50億円以上	100億円未満	：50、55
25億円以上	50億円未満	：45、50
10億円以上	25億円未満	：40、45
５億円以上	10億円未満	：35、40
2.5億円以上	５億円未満	：30、35
１億円以上	2.5億円未満	：25、30
5,000万円以上	１億円未満	：20、25
2,500万円以上	5,000万円未満	：15、20
2,500万円未満		：10、15

⑵　自己資本額（数値左側：物品の製造、右側：物品の製造以外）

10億円以上		：10、15
１億円以上	10億円未満	：８、12
1,000万円以上	１億円未満	：６、９
100万円以上	1,000万円未満	：４、６
100万円未満		：２、３

⑶　流動比率

140％以上		：10
120％以上	140％未満	：８
100％以上	120％未満	：６
100％未満		：４

⑷　営業年数（数値左側：物品の製造、右側：物品の製造以外）

20年以上		：５、10
10年以上	20年未満	：４、８
10年未満		：３、６

⑸　機械設備等の額（物品の製造のみ）

10億円以上		：15
１億円以上	10億円未満	：12
5,000万円以上	１億円未満	：９
1,000万円以上	5,000万円未満	：６
1,000万円未満		：３

⑹　合計（最高点）　100

別記２　資格の種類別等級区分及び予定価格の範囲

〔掲載順序　契約の種類　①数値：等級　②予定価格の範囲〕

⑴　物品の製造

①　90点以上		：A
80点以上	90点未満	：B
55点以上	80点未満	：C
55点未満		：D